

2021年4月2日

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に基づく事後開示書面)

大阪市住之江区北加賀屋五丁目2番7号
サノヤステクノサポート株式会社
代表取締役社長 花田 恵二

大阪市北区中之島三丁目3番23号
サノヤホールディングス株式会社
代表取締役社長 北 達 伊佐雄

サノヤステクノサポート株式会社(2021年3月1日付で「サノヤMTG株式会社」から商号変更しており、以下「分割会社」といいます。)及びサノヤホールディングス株式会社(以下「承継会社」といいます。)は、同年1月29日付で締結した吸収分割契約に基づき、同年4月1日を効力発生日として、分割会社がその子会社に関する経営管理を主な業務とする統括事業(以下「対象事業」といいます。)に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を行いました。

本件吸収分割に関する会社法及び会社法施行規則の定めに基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 分割会社における各手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第794条の2の規定に基づいて本件吸収分割をやめることを請求した分割会社の株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2021年1月29日付で株主に対して通知を行いましたが、会社法第785条第1項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社においては会社法第 787 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に定める新株予約権は存在しないため、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本件吸収分割において、分割会社の債権者には、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に規定する債権者に該当する者がいないため、会社法第 789 条第 2 項の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における各手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の定めに基づき、2021 年 2 月 12 日付で、債権者に対して官報及び電子公告により公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定に基づいて所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、分割会社の対象事業に関する権利義務を別紙「承継権利義務明細」のとおり承継しました。本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した資産の額は金 13,381 百万円（概算値）、負債の額は金 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 2 日

6. 上記のほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上

(別紙)

承継権利義務明細

1. 資産

子会社株式

銘 柄	株 数
サノヤス・エンジニアリング株式会社	700
サノヤス精密工業株式会社	10,000
みづほ工業株式会社 (旧商号：サノヤス・プラント工業株式会社) ※	120,000
山田工業株式会社	2,000,000
ハピネスデンキ株式会社	3,000,000
サノヤス・ライド株式会社	32,600,000

※2021年4月1日付で、サノヤス・プラント工業株式会社を吸収合併存続株式会社、みづほ工業株式会社を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併の効力が生じている。また、同日付で、サノヤス・プラント工業株式会社は、「みづほ工業株式会社」に商号を変更している。

2. 負債

なし

3. 雇用契約

なし

4. その他の権利義務

本件事業に関連し、分割会社が上記1. 資産に記載の会社と締結している業務委託契約（ただし、システム支援等に関連する業務委託契約は除く。）

以 上